

今回のテーマ：「財産債務調書」（個人）

主に役員、個人事業主の皆様へのお知らせです。ご家族にもお伝え下さい。

これまでの財産債務明細書（以下、明細書）が廃止され、代わって財産債務調書（以下、調書）が創設され、より詳しい内容を記載することになりました。

調書の提出対象者は平成 27 年分の確定申告（提出期限は平成 28 年 3 月 15 日）から提出しなければなりません。

(1) 明細書との違い（概要）は？

項目	明細書（廃止）	調書（創設）
提出対象者 (確定申告が必要な人のうち)	総所得金額 2,000 万円超	総所得金額 2,000 万円超 かつ 3 億円以上の財産または 1 億円以上の有価証券（非 上場株式を含む）を保有
記載内容	財産の種類（[例] 預貯 金合計でよい）、細目 および価額（前年と異 動がないものは前年 の記載金額でよい）	① 財産の種類（[例] 預貯金の種類別）、数量及び価 額（時価）、所在（[例] 金融機関の所在地、名称、 支店名） ② 有価証券の取得価額
インセンティブ およびペナルティ	なし	① 記載した財産または債務について、所得税また は相続税の申告漏れがあった場合でも 過少申告 加算税等が 5% 軽減される （加算税は種類に応じ 10%～40%）。 ② 調書の提出が提出期限内にない場合または提出 期限内に提出された調書に記載すべき財産また は債務の記載がない場合で、その財産または債 務について所得税の申告漏れがあった場合は 過 少申告加算税等が 5% 加重される 。

(2) 時価がわからない財産の「価額」は？

時価がわからない場合は、固定資産税評価額などの見積価額で構いません。

(3) 「国外財産調書」との関係は？

国外財産調書も提出しなければならない人（国外財産が 5 千万円超の人）は、国外財産につ
いては合計金額のみ記載します。